



いすみ市創業者空き家活用事業 補助金利用希望者募集

いすみ市では地域課題である空き家の有効活用を図るため、“創業”を目的とした空き家の改修を行い、市内で事業展開を行っていく方を対象に、当該事業にかかる費用の一部について予算の範囲内で補助金を交付いたします。

対象事業

個人または法人その他の団体が、市内の空き家を有効活用し、「創業」する事業であり、交流人口の増加及び活力あるまちづくりに資するもの。

空き家とは・・・

いすみ市内にある家屋（倉庫、空き店舗等を含む）で、現在利用者がいないもののこと。
※長屋、アパート、マンション等の共同住宅を除く

補助対象者

補助対象者の詳細は「いすみ市創業者空き家活用事業補助金交付要綱」をご確認ください。

個人

- ①いすみ市内に住所を有し、またはいすみ市内に移住する意思のある者であること。
- ②世帯の全員に市税等の滞納がないこと。
- ③創業後、原則として週3日以上（月12日以上）または年140日以上営業し、3年以上継続して営業する意思があること。
- ④過去にこの告示に基づく補助金またはこの告示に基づく補助金と同種の補助金等を受けたことがないこと。
- ⑤創業にあたり許認可、資格等が必要な場合は資格等を取得し、または創業までに取得する見込みであること。

法人・その他団体

- ①いすみ市内に事業所を有し、または事業所を設立する意思があること。
- ②法人等に市税等の滞納がないこと。
- ③創業後、原則として週3日以上（月12日以上）または年140日以上営業し、3年以上継続して営業する意思があること。
- ④過去にこの告示に基づく補助金またはこの告示に基づく補助金と同種の補助金等を受けたことがないこと。
- ⑤創業にあたり許認可、資格等が必要な場合は資格等を取得し、または創業までに取得する見込みであること。

補助金額

補助金の額は、**補助対象経費の1/2以内**の額とし、**100万円を上限**とする。

※補助対象経費は、補助事業を実施する空き家の改修工事に係るものとし、交付決定前に着手したものは補助対象になりません。

補助対象外経費

- (1)土地・建物の購入または賃貸借に係る諸費用
- (2)消火器等の消防用品および防災用品の購入並びに火災警報器等の設置に要する経費
- (3)その他市長が別に定める経費

手続き等

募集期間

令和3年8月23日（月）～9月10日（金）必着

①「創業者空き家活用事業補助金交付希望申込書」、②「創業計画書」、③「プレゼンテーション資料」を**メール又は郵送（※）**で企画政策課 移住・創業対策室までご提出ください。

（※）メール又は郵送の後、必ず電話にて申し込みした旨を連絡すること。

選定方法

※詳細については、別途募集要領にてご確認ください。

審査会開催日：令和3年9月22日（水）**〔※予定〕**

「創業計画書」及び「プレゼンテーション資料」によりプレゼンテーションを行い、補助金交付対象者を選定いたします。日程の詳細は募集締め切り後個別に通知いたします。

※新型コロナウイルスの感染拡大状況により、開催日や開催方法（オンライン実施等）を変更する場合がございます。

いすみ市役所 企画政策課 / 移住・創業対策室

〒298-8501 千葉県いすみ市大原7400番地1 担当者（平本、中田）

TEL. 0470-62-1332 FAX. 0470-63-1252 MAIL. uji@city.isumi.lg.jp